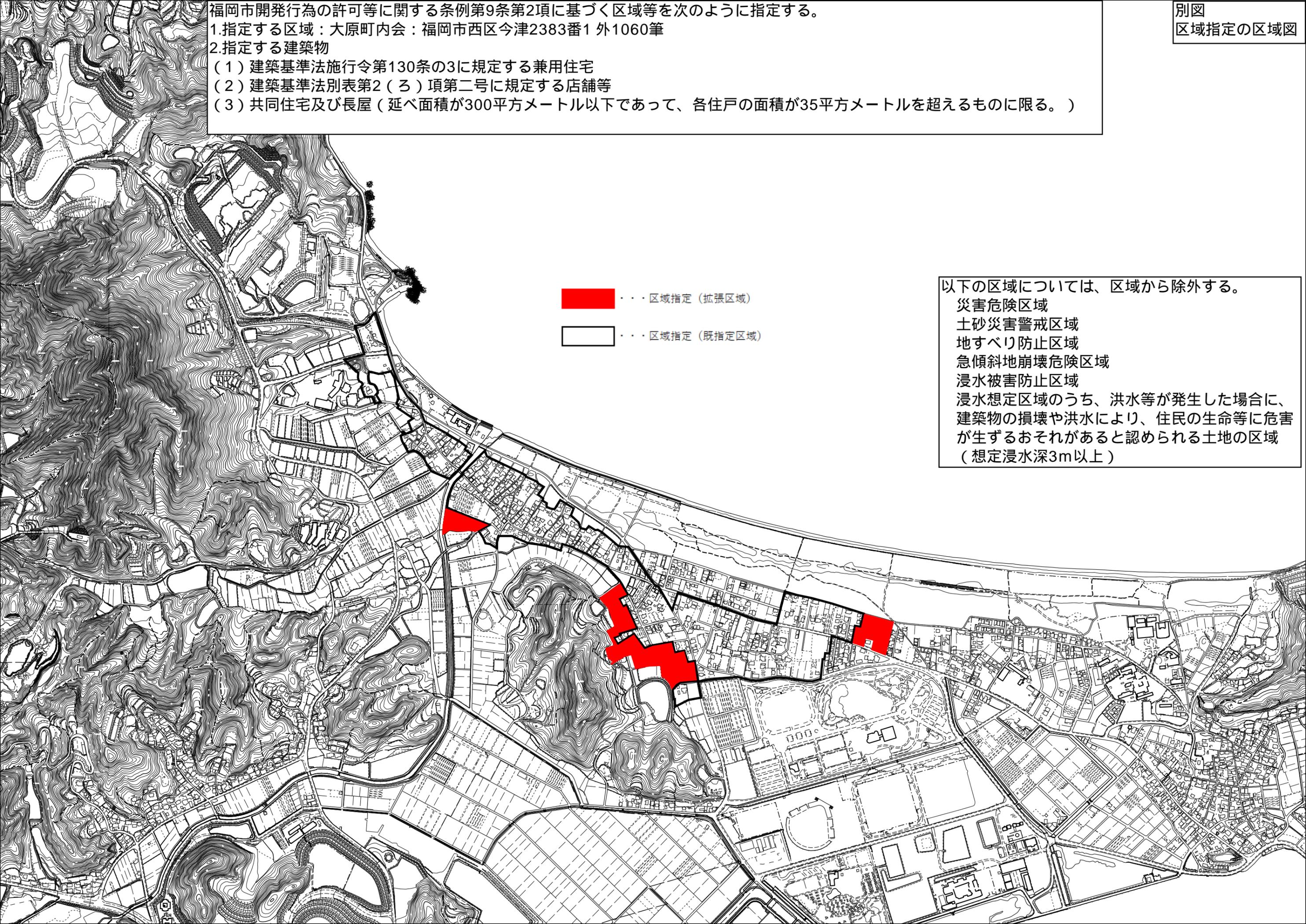


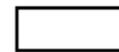
福岡市開発行為の許可等に関する条例第9条第2項に基づく区域等を次のように指定する。

1.指定する区域：大原町内会：福岡市西区今津2383番1 外1060筆

2.指定する建築物

- (1) 建築基準法施行令第130条の3に規定する兼用住宅
- (2) 建築基準法別表第2(ろ)項第二号に規定する店舗等
- (3) 共同住宅及び長屋(延べ面積が300平方メートル以下であって、各住戸の面積が35平方メートルを超えるものに限る。)



-  . . . 区域指定 (拡張区域)
-  . . . 区域指定 (既指定区域)

以下の区域については、区域から除外する。
災害危険区域
土砂災害警戒区域
地すべり防止区域
急傾斜地崩壊危険区域
浸水被害防止区域
浸水想定区域のうち、洪水等が発生した場合に、
建築物の損壊や洪水により、住民の生命等に危害
が生ずるおそれがあると認められる土地の区域
(想定浸水深3m以上)